篠山市パブリックコメント手続条例の改正に伴うパブリックコメントと回答

パブリックコメント受付期間　　平成25年1月28日月曜日から平成25年2月26日火曜日

提出者：1名

番号	コメント	回答
1	「30日以上」とすることには反対 　今回のパブリックコメント募集は、広報誌に掲載され、ついで市役所のHPに掲載された。十分な時間があったと思う。30日あれば、十分な日数である。このことは今回の手続条例改正案のパブコメ募集で明らか。	これまで計画等や条例の制定や改正に対するパブリックコメントの募集期間を最低限「30日」を確保することで本条例を運用してきました。今後、さらに市政への市民参画の高まりが予想されます。期間を30日以上とすることは、市民にとって必要な時間をより十分に確保することであり、不利益とはなりません。